(四)　国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、(三)の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有することとした。（第四条関係）

(五)　関連施策の活用

国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならないこととした。（第五条関係）

(六)　緊密な連携

国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならないこととした。（第六条関係）

2　基本方針及び都道府県基本計画等

(一)　基本方針

(1)　厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下この2において「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第七条第一項関係）

(2)　基本方針においては、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項等につき、(二)の(1)の都道府県基本計画及び(二)の(3)の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとすることとした。（第七条第二項関係）

(3)　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。（第七条第三項及び第四項関係）

(二)　都道府県基本計画等

(1)　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この(二)において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならないこととした。（第八条第一項関係）

(2)　都道府県基本計画においては、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針等を定めるものとすることとした。（第八条第二項関係）

(3)　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この(二)において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならないこととした。（第八条第三項関係）

(4)　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。（第八条第四項関係）

(5)　厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないこととした。（第八条第五項関係）

3　女性相談支援センターによる支援等

(一)　女性相談支援センター

(1)　都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならないこととした。（第九条第一項関係）

(2)　地方自治法第二五二条の一九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができることとした。（第九条第二項関係）

(3)　女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次の業務を行うものとすることとした。（第九条第三項関係）

イ　困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は(三)の(1)の女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

ロ　困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。ハからホまで及び(四)の(1)において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

ハ　困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

ニ　困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

ホ　困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(4)　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとすることとした。（第九条第四項関係）

(5)　女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置くこととした。（第九条第五項関係）

(6)　女性相談支援センターには、(3)のロの一時保護を行う施設を設けなければならないこととした。（第九条第六項関係）

(7)　(3)のロの一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとすることとした。（第九条第七項関係）

(8)　(7)の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（第九条第八項関係）

(9)　(3)のロの一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとすることとした。（第九条第九項関係）

(10)　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとすることとした。（第九条第一〇項関係）

(11)　(1)から(10)までのほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定めることとした。（第九条第一一項関係）

(二)　女性相談支援センターの所長による報告等

女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第二三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならないこととした。（第一〇条関係）

(三)　女性相談支援員

(1)　都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。4の(三)(4)から(6)までを除く。）並びに(六)の(1)及び(2)において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとすることとし、市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。4の(四)の(1)及び(六)の(3)において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとすることとした。（第一一条第一項及び第二項関係）

(2)　女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならないこととした。（第一一条第三項関係）